平成２４年（フ）第５７２号
福岡県古賀市谷山580番地６、申立時の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字和田411番地１
債務者　徳永紀美子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７５号
宮崎県えびの市大字浦357番地２
債務者　小菜　慎一
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第３６２号
盛岡市盛岡駅前北通９番18―505号、旧住所岩手県久慈市田高１丁目69番地１
債務者　田中　厚子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１６６号
兵庫県明石市魚住町清水100番地　プレステージ明石魚住Ⅵ201号、住民票上の住所神戸市垂水区瑞穂通７番24号
債務者　寺石　　茂
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
兵庫県明石市魚住町清水100番地　プレステージ明石魚住Ⅵ201号
債務者　寺石こずえ
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２７１号
広島県福山市引野町５丁目２番22号　引野プラザドゥオーロラＡ107、旧住所広島県福山市駅家町大字弥生ケ丘10番地371
債務者　平田　秀幸
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１９５号
福島県郡山市大槻町字北田55番地の11
債務者　内藤　明美
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１０８６号
兵庫県三田市すずかけ台４丁目４番地１　２棟103号
債務者　吉井　　弘
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０８７号
兵庫県三田市すずかけ台４丁目４番地１　２棟103号
債務者　吉井久美子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０９９号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番14―1103号
債務者　大野　　円
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１０７号
神戸市灘区中原通７丁目２番13号　ハイム中原202
債務者　井上　康弘
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１２３号
神戸市長田区二番町１丁目18番地の１　ツイン大開１号館907号
債務者　大江　敏則
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１３７号
神戸市灘区水道筋２丁目６番地　沼田文化201号
債務者　川元スヱ子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１３８号
神戸市東灘区御影石町２丁目18番10号
債務者　井口　理恵（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２号
神戸市長田区駒ケ林町４丁目19番２号　山縣ビル305号、従前の住所神戸市長田区西尻池町２丁目４番４号　グランディール湊川202号
債務者　堀田　照司
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３号
神戸市長田区駒ケ林町４丁目19番２号　山縣ビル305号、従前の住所神戸市長田区西尻池町２丁目４番４号　グランディール湊川202号
債務者　堀田貴美枝
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６４号
神奈川県横須賀市ハイランド５丁目23番16号
債務者　横山　　彰
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで　横浜地方裁判所横須賀支部